

MOSKIN サブスク 利用規約

TERMS AND CONDITIONS

規約制定日時：2025 年 8 月 6 日 13:30

リース利用規約（リース契約条項・リース契約条項の契約終了時の特約事項・個人情報等の収集・利用・提供に関する同意規定）

＜お客様へのお願い＞

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 KINTO（本店：愛知県名古屋市中区牛島町 6 番 1 号、以下「当社」といいます）が運営するインターネットウェブサイト（「<https://motorsport.kinto-jp.com/>」の URL において運営する KINTO サイト、以下「本サイト」といいます）を通じた自動車のリース取引に関し適用されます。お客様は、本サイトのご利用を開始するに先立ち、以下の本規約の内容をよくお読みください。

第1条（本規約の趣旨）

本規約は、本サイトを通じて、当社所定の対象自動車のリース商品プランから、お客様が選定するリース商品種別に応じた自動車について、当社を自動車の所有者として登録し、お客様を自動車の使用者として登録したうえで、当社所定の自動車メンテナンスサービスおよび自動車保険等を付帯して、お客様に自動車を有償でリース（賃貸）する取引に適用されます。

第2条（関連契約条項・規定）

本規約による個別のリース取引については、次の契約条項および規定が適用されます。

- ① 「リース契約条項」「リース契約条項の契約終了時の特約事項」：お客様と当社との間の自動車のリースにかかる個別契約の内容を定めた条項
- ② 「個人情報等の収集・利用・提供に関する同意規定」：当社および当社との共同利用者によるお客様の個人情報等の取扱い、およびリース対象自動車の位置情報等の取扱い内容等を定めた規定

第3条（お客様の申込み方法）

- (1) お客様は、当社所定の対象自動車のリース取引を申込みときは、本サイトを通じてその申込みを行うものとします。ただし、当社が個別に承諾したときに限り、当社所定の申込書・契約書等によるリース契約を締結することができる場合があります。
- (2) お客様は、本サイトの画面表示にしたがって、本サイトに定めるお客様の個人情報を登録し、当社に通知するものとします。

第4条（本規約合意による利用、契約締結方法）

- (1) お客様は、本規約に合意しなければ、本サイトを通じたリース契約のお申込ができません。また、お客様が本サイトを通じた通知を発信する場合は、お客様の契約に本規約が適用されること、および本規約を遵守することに同意したものとみなされます。
- (2) お客様は、本サイト所定の利用方法に従い、お客様の個人情報・本人確認情報を登録入力しリース商品プラン・リース条件等を選択し審査申込を行い、当社による審査が承認された後に、リース契約を締結できます。この場合、当社が別途指定する電磁的方法（株式会社マネーフォワードが提供する電子契約サービスを含みます。）により個別のリース契約の申込みを行っていただきます。当該契約は、お客様から当社指定の口座へ申込金全額の入金を確認されたときに成立するものとし、この時点をもってお客様のリース料支払債務等の個別のリース契約上の義務が発生します。ただし、次の事由が発生した場合は本契約をお断りさせていただく場合があります。なお、この場合、当社に発生した損害について、請求させていただきます。
 - ① お客様と連絡がとれないとき
 - ② 自動車の登録ができない事由が発生したとき

- ③ リース契約条項の第 13 条に定める禁止行為のおそれがあると当社が判断したとき
 - ④ 当社または当社が指定した第三者が自動車の架装ができないと判断したとき
- (3) 当社は、お客様によるリース契約のお申込みに際し、当社所定の方法により抽選を実施する場合があります、その結果に基づき契約をお断りさせていただくことがあります。

第5条 (リース取引の権利義務)

- (1) 本サイトを通じて、本規約および関連条項・規定に基づき、当社とリース契約を締結したときは、当社から自動車のリースを受けることができますものとします。
- (2) 本サイトを通じて、当社とリース契約を締結したときは、リース契約の対価として、本規約および関連条項・規定に基づき、当社に対しリース料等を支払う義務を負担することを承諾のうえ申込みものとします。

第6条 (リース取引の条件)

- (1) リース契約の条件は、本規約、関連条項・規定および本サイトに掲載する対象自動車情報および商品プラン情報（以下「本サイト掲載情報」といいます）に定めるとおりとします。
- (2) 本規約、関連条項・規定および本サイト掲載情報の定める掲載内容が互いに抵触するときは、本サイト掲載情報の定める掲載内容の条件が優先するものとします。
- (3) 前各項に定める条件と異なる条件により、リース契約を申込みことはできません。

【リース契約条項】

第1条 (リース契約の趣旨・成立)

- (1) 当社（以下「乙」といいます）は、お客様（以下「甲」といいます）が、乙所定のリース商品プランに応じた選択可能対象自動車から、甲が選択し指定する自動車（以下「自動車」といいます）を、甲にリース（賃貸）し、甲はこれを借受けま
- す。
- (2) 販売会社は、本サイトを通じたリース契約（以下「リース契約」といいます）にかかる乙の事務を代行します。なお、乙は、乙の事務を販売会社以外の事業者へ代行させる必要があると認めた場合には、甲に事前通知するものとし、甲はその通知に従うものとします。
- (3) リース契約は、甲が、本サイト上の画面表示の手続き方法に従って、乙に対してリース契約の審査申込みを通知し、当該審査が承認された通知が本サイトの甲のログイン画面上に表示された後、当該承認通知された契約申込の内容を確認のうえ、当社が別途指定する電磁的方法（株式会社マネーフォワードが提供する電子契約サービスを含みます。）により個別のリース契約の申込みを行っていただきます。なお、当該リース契約は、お客様から当社指定の口座へ申込金全額の入金を確認されたときに成立するものとします。ただし、甲と連絡がとれない、または自動車の登録ができない事由が発生したとき、リース契約条項の第 13 条に定める禁止行為のおそれがあると乙が判断した場合、本契約をお断りさせていただく場合があります。なお、この場合、乙に発生した損害について、ご請求させていただきます。
- (4) リース契約のリース条件等の契約内容については、第(3)項の契約成立後、乙が甲に発行する契約内容証明書内容のとおりとします。
- (5) 甲は、リース契約成立日からリース期間が満了しリース契約に基づく債務を全部履行するまではリース契約を原則として解約することはできません。ただし、契約内容証明書内容に表示される解約可能条件に従って、所定の手続きを行うことで解約することができます。
- (6) 甲は、リース契約成立後、甲に通知される期限内に、リース契約にかかる自動車登録上の必要書類を、乙、販売会社または乙の指定する者に提出するものとします。
- (7) 第(6)項の必要書類が提出された後に、自動車の初度登録日がリース開始日となります。リース期間は、自動車の初度登録月をリース開始月（以下「リース開始月」といいます）とし、リース開始月からリース満了月（以下「リース満了月」といいます）までの通算月数計算による期間とします。
- (8) 甲は、自動車登録後に乙または販売会社からの通知に従い、販売会社と自動車の引渡し日を決定し、販売会社より自動車の引き渡しを受けるものとします。ただし、リース契約成立日から 90 日を超えての引渡し希望はお受けできません。

- (9) リース料の支払は、リース開始月の翌月を初回支払月とし、リース満了月の翌月を最終回支払月とする 1 ヶ月後払いによる方式とします。

第2条（申込金支払額・支払期間・支払方法・キャンセル料）

- (1) 甲は、リース契約における申込金として、リース料とは別に、審査承認後、本サイトに表示される「申込金金額」を、乙指定の方法により、支払うものとします。
- (2) お車の登録日以降は、契約満了時や契約期間途中の解約がなされた場合であっても、申込金は返金しません。
- (3) リース契約成立日から、お車の登録日の前日までに、甲の都合によってリース契約がキャンセルとなった場合には、経過期間に応じて、申込金から次のキャンセル料を控除した額を返金します。
- ① リース契約成立日から、甲が乙または乙の指定する者へ自動車登録上の必要書類を送付した日の前日まで
：月額リース料の 15%
 - ② 甲が乙または乙の指定する者へ自動車登録上の必要書類を送付した日から、登録予定日の 5 日前まで
：月額リース料の 1 ヶ月分
 - ③ 登録予定日の 4 日前から前日まで：月額リース料の 2 ヶ月分
- (4) リース契約成立日から車両納車に至るまで、火災、地震、台風その他の天変地異または甲の責に帰すことのできない事由によって本サイト掲載時の車両状態に対し損傷が発生した場合には、乙の全額費用負担にて修理し、本サイト掲載時の車両状態に戻したうえで納車に向けた手続きを進めることを甲に申し入れます。この申し入れに対し、修理によっても全く同一の状態にならない場合があること、この場合であっても車両納車時に契約キャンセルはできないことを甲が承諾した場合に限り、乙は以降の納車に向けた手続きを進めるものとします。乙からの申し出に対し、甲が受諾できないと判断した場合、甲は本申込をキャンセルできるものとし乙は甲から申込時に受領した申込金を全額甲に返金するものとします。乙が甲に本申し出を行って以降 10 日以上回答を受領できない場合、乙は催告を要しないで本契約を解除することができるものとします。本事由による申込キャンセルに対し乙は甲に対し申込金全額返金以外の責任は負わないものとします。

第3条（リース料支払額・支払期間・支払方法）

- (1) 甲は、リース料として、審査申込前の選択内容確認画面に表示される「月額利用料」を、次に定める支払期間および支払方法により乙に支払うものとします。なお、リース契約締結後は、お支払い方法の変更はできません。
- ① 支払期間は、リース開始月の翌月を初回支払月とし、リース満了月の翌月を最終回支払月とする 1 ヶ月後払い方式による期間とします。
 - ② 支払方法は、口座振替により、乙に支払う方法とし、甲が指定するものとします。また、支払日は、毎月 27 日とします。なお、口座振替において毎月の支払期日の当日が金融機関休業日である場合は、翌営業日を支払期日とします。

第4条（公租公課等の変更）

- (1) リース契約期間中に自動車に関する税制の変更または、新税が創設され、自動車税、自動車重量税、自動車保険料等が変更されても、甲乙間では精算しないものとします。
- (2) リース契約期間中に消費税・地方消費税が変更されたときは、乙は増加額を甲に請求できるものとし、甲は乙の請求に応じて支払うものとします。
- (3) リース契約締結後環境対策等の規制、監督官庁の指導に基づく自動車の仕様変更にとまなう整備、部品の取付け、交換など新たな費用が生じたときは、乙はその費用を甲に請求することができるものとし、甲は乙の請求に応じて支払うものとします。

第5条（自動車の引渡し）

- (1) 乙は、本サイト上の通知または販売会社を通じて甲に「引渡予定日」を連絡するものとし、販売会社の販売店を「引渡場所」として、自動車を甲に引渡すものとします。ただし、天変地異、ストライキ、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延または引渡し不能の場合は、乙は何らその責任を負わないものとします。

- (2) 甲は、自動車が装備・外観その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態（以下これらを総称して、「車両の品質等」といいます）であることを確認のうえ、自動車の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた事実を証するため、乙が別途指定するウェブサイト等で乙所定の「車両受領書」の内容を確認し、乙の定める方法により同意または確認の意思表示をすることにより、乙に受領の事実を通知するものとします。また当該引渡し後、車両の品質等が、本契約の内容に適合していない場合においても乙は何らその責任を負わないものとし、甲は保証書の定めに従い、自動車の販売会社に対し直接修理・整備等の履行を請求するものとします。
- (3) 甲乙別途協議による第(1)項と異なる自動車の引渡しに要する追加費用、甲と連絡がとれない、また甲の手続きの遅れによって乙に発生した追加費用、損害についてはすべて甲の負担とします。
- (4) 甲が、不当に自動車の引渡しを拒み、または遅らせた場合は、リース契約を解除されても異議ないものとします。この場合、乙から請求があったときは、甲は、乙に対して損害賠償の責に任じるものとします。
- (5) 自動車の引渡し以後、自動車の選択・決定等に関する甲の錯誤について、甲は乙に異議の申立てまたは損害賠償請求等いかなる請求もできません。
- (6) 自動車の「引渡場所」が離島等で、追加の輸送費用が発生する場合、または防錆対応が必要となる場合は、甲は販売会社へ、当該費用を支払うこととします。

第6条（自動車の使用・保管）

- (1) 甲は、第5条による自動車の引渡しを受けたときから自動車を使用できるものとします。この場合、甲は善良な管理者の注意をもって自動車を使用するとともに、自動車検査証に記載される使用の本拠の位置に保管するものとし、その費用は甲の負担とします。自動車の使用の本拠の位置に変更が生じた場合、自動車検査証の情報の変更その他の手続きは甲の責任と費用で行うものとします。
- (2) 甲は、リース契約に第8条が適用される場合は同条により実施されるメンテナンスサービスを除き、自動車が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つよう自らの費用で保守点検整備を実施するものとし、また、自動車が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わず修理・修復を自らの費用で実施するものとします。
- (3) 乙および乙の依頼に基づく販売会社は、前各項に関して必要があると認めたときは、甲に対しいつでも自動車の現状確認を求めることができるものとします。
- (4) 甲が使用の本拠の位置に変更が生じたにもかかわらず第12条第⑥号に基づく通知を行わない場合、第19条もしくは第20条に基づく自動車の使用の本拠の位置を明らかにする義務もしくは自動車の返還義務を怠った場合または自動車に関して犯罪行為のおそれがある場合、甲は、乙が自動車の使用の本拠の位置を調査するために第三者から情報収集することおよび当該第三者が乙に対して自動車の位置を特定するために必要な情報を提供することに同意するものとします。
- (5) 甲は、甲の許諾した場合に限り、甲以外の運転者が自動車を使用できるものとします。ただし、甲が法人の場合、甲が許諾できる運転者は、甲の役職員(*1)、その同居の親族および、別居の子に限るものとします。この場合、同居の親族とは、6親等以内の血族、ないしは3親等内の姻族とします。なお、甲が運転を許諾する、甲以外の運転者は、第34条第(1)項に記載する項目に該当しない場合に限ることとします。
(*1)甲の役職員に加え、派遣社員・他企業からの出向者・業務委託先の従業員を含みます

第7条（契約走行距離）

- (1) 甲は自動車の契約走行距離が、月間走行距離（2,000km）×ご利用月数を前提に決定されたものであることを確認します。
- (2) 甲が表記「契約走行距離」を超えて自動車を運行した場合は、乙は第25条により処理するものとし、甲はこれに同意します。
- (3) 契約走行距離の起点となる走行距離は、第5条第(2)項にて甲が確認・受領の通知をした車両受領書に明示の走行距離とします。

第8条（メンテナンスサービスの範囲）

- (1) 甲は、本サイトを通じて、審査申込前の所定の申込内容確認画面に表示する内容に基づく自動車のメンテナンスサービスを、乙の指定する販売会社で受けるものとします。
- (2) 甲は、本サイトを通じて、第(1)項のメンテナンス項目ごとに表示または乙が通知する実施時期にしたがって当該メンテナンス項目に記載する内容に基づく自動車のメンテナンスサービスを受けるものとします。

第9条（メンテナンスサービス項目範囲外の費用の負担）

リース契約のメンテナンスサービス項目の範囲外として、甲は、次の各号に定める修理費等を負担するものとします。

- ① 第8条のメンテナンス項目に記載する内容の範囲外の整備・修理等に要する費用
- ② 甲の故意もしくは重大な過失に起因する自動車の損害の修理に要する費用、自動車に備付けの自動車および整備等に関する取扱説明書、その他本サービスのウェブサイト、利用規約、申込手續等において乙が別途定める車両の使用に関する指示もしくは禁止事項（車両に過度な負荷を与える運転行為等を含む）に反した使用により発生した修理等の費用
- ③ 甲が第8条のメンテナンスサービスを受けないことに起因する自動車の損害の修理に要する費用
- ④ 第13条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用（保険免責、保険対象外、保険超過費用）
- ⑤ 甲が乙の承認無しに販売会社以外で独自に行った修理等の費用
- ⑥ 天変地異等不可抗力による損害の修理に要する費用
- ⑦ 第6条第2項に定める事項を実施しないことに起因する整備・修理等に要する費用

第10条（メンテナンスサービスの利用）

- (1) 甲は、第8条のメンテナンスサービスを受けるときは、本サイトを通じて、または事前に販売会社と連絡をとり、自動車の搬入場所・搬入日時等について販売会社の指示に従うものとします。
- (2) 甲は、第8条のメンテナンスサービスを受けるときは、本サイトを通じて表示するご契約内容証明書に記載されているメンテナンス項目を販売会社の係員に提示するものとし、この提示がないときは自動車の整備・修理等にかかる代金の支払を甲の負担とすることに甲は異議のないものとします。
- (3) 第8条のメンテナンスサービスを受けた後、自動車の万が一不具合が生じた場合、その原因がメンテナンスサービスによる不備等にあることが明らかな場合は、甲は乙および販売会社との間でこれを協議して解決するものとします。
- (4) 甲が第20条第(2)項の定める事由のいずれかに該当したときは、前各項の定めにかかわらず、それ以降お申込の内容書面の提示があっても乙および販売会社は、第8条のメンテナンスサービスの提供を拒むことができるものとします。
- (5) 甲は、新規検査に際し、保安基準適合証に記載すべき事項を販売会社から登録情報処理機関へ電磁的方法で提供される場合があることを承諾するものとします。

第11条（サービス工場）

乙は、リース契約のメンテナンスサービスを乙が指定する販売会社に委託するものとし、甲は自動車の整備・修理が必要なときは、原則として販売会社において整備・修理を行うものとします。

第12条（通知義務）

甲または連帯保証人について下記に掲げる事由が一つでも生じたときは、甲は乙に対し直ちにこれを通知しなければなりません。

- ① 手形・小切手が不渡りになったとき
- ② 一般の支払を停止したとき、保全処分（信用に関しないものは除きます）、差押えまたは破産・民事再生・会社更生・整理・清算・特定調停等法律上の債務整理手続の申立てがあったとき
- ③ 監督官庁によりその営業許可の取消しを受け、または営業を停止もしくは廃止したとき
- ④ 逃亡、失踪または刑事上の訴追を受けたとき
- ⑤ 自動車について、著しい破損・滅失（天変地異等不可抗力によるものを含みます）、盗難、紛失、被詐取等の事故を生じたとき、もしくは乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき、または自動車が行方不明となり、もしくは放置されるか、自動車の使用权を放棄したと認められるとき
- ⑥ 住所・氏名または自動車の使用の本拠の位置を変更したとき

- ⑦ 自動車、またはその保管もしくは使用に起因して第三者に人的または物的な損害を与えたとき

第13条（禁止行為）

甲または連帯保証人は次に掲げる乙の権利を侵害する一切の行為をしてはなりません。

- ① 自動車の譲渡、転貸、またはリース契約に基づく権利の譲渡
- ② 自動車を担保の目的とすること
- ③ 乙の承諾を得ないで自動車の原状または自動車検査証の記載事項を変更し、もしくは自動車の使用の本拠の位置・使用の本拠地・用途等を変更すること
- ④ 自動車内の喫煙（電子タバコを含む）
- ⑤ 自動車の改造、メーター交換または改竄
- ⑥ 乙が別途定める利用条件、ガイドライン、または指示に反するサーキット走行、乙の承諾を得ない競技（乙が競技に該当すると判断するものを含みます。ただし、乙が別途認めるイベント等を除きます）またはこれに類する過酷な走行、各種テストへの使用
- ⑦ 甲の責めに帰する事由による自動車事故や故障を直近事故日から遡って1年間に計3回以上、もしくは2年間に計4回以上繰り返すなど、自動車の運転技術に疑義を生じさせる行為
- ⑧ 【リース契約条項の契約終了時の特約事項】第4条に該当するにもかかわらず、使用すること
- ⑨ 道路運送法に定める自家用有償旅客運送に用いるなどの、いわゆるライドシェア行為
- ⑩ 甲の故意または重過失による自動車事故や故障で自動車の価値を損なうこと
- ⑪ 法令または公序良俗に違反する使用
- ⑫ 上記各号に準ずる行為、使用

第14条（保険）

- (1) 乙は自動車を対象とした損害保険契約を締結するものとします。ただし、本契約に基づき別途許諾されたサーキットでのスポーツ走行・フリー走行中の事故、過度な負荷、またはその他サーキット走行に起因する損害については、本保険契約の適用対象外となります。なお、事故等が生じた場合は、その損害保険契約に基づき、主に次の限度内の保険金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
 - ① 対人補償 1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含みます）
 - ② 対物補償 1事故につき無制限（免責金額0万円）
 - ③ 車両補償 1事故につき規定損害金まで（免責金額5万円）
 - ④ 人身傷害補償 1名につき1億円まで
- (2) 第(1)項第③号に定める保険金は、甲または運転者の意思にかかわらず、乙による保険金請求に従い支払われます。
- (3) 保険金が給付されない損害および第(2)項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、甲または運転者の負担とします。
- (4) 乙が第(3)項に定める甲または運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、甲または運転者は、直ちに乙の支払額を乙に弁済するものとします。
- (5) 第(1)項に定める保険金の免責金額以下に相当する損害については、甲または運転者の負担とします。
- (6) 第(1)項に定める損害保険契約の保険料相当額はリース料に含まれます。
- (7) 第(1)項により締結された損害保険契約はご契約の自動車のみ適用され、ご契約の自動車以外で事故等が生じた場合には適用されません。
- (8) 第(1)項第③号により締結された車両補償契約はご契約の自動車、部品または乙が保険適用対象として帰属させることを承諾した部品が事故等によって損害が生じた場合のみ適用され、それら以外に生じた損害には適用されません。
- (9) 第20条第(1)項の通知日をもって、乙は第(1)項に定める損害保険契約を解除することができるものとします。
- (10) 第13条第⑦号の禁止行為に該当した場合は、乙は第(1)項第③号により締結された車両補償契約を削除することができます。なお、本項を適用する場合には、乙は、甲に対してその旨の通知を行うこととし、その送達をもって効力が発生するものとします。

第15条（車両保険金の受領）

保険事故が発生し車両保険金が支払われるときは、乙が保険会社から直接受領し期限の到来・未到来にかかわらず、甲の乙に対するどの債務に充当しても甲または連帯保証人は異議のないものとします。

第16条（自動車事故発生時の処理）

- (1) 甲または連帯保証人は自動車事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、あわせて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。
- ① 法令および保険約款に定められた処置をとること
 - ② 事故に関して不利益な協定をしないこと
 - ③ 証拠の保全をすること
 - ④ 誠実義務を果たすこと
 - ⑤ 保険会社の損害調査に協力すること
 - ⑥ 自動車に損傷を受けたときは、損傷の程度を問わず速やかに修理を実施すること
 - ⑦ 修理は原則として販売会社において行うものとし、乙が承諾した場合を除き、甲自らが修理せず、かつ販売会社以外の第三者に修理を行わせないこと
 - ⑧ 修理方法は乙が承諾し、損害保険会社と合意する修理内容を実施すること
 - ⑨ 乙の保険金受取りに必要な書類を遅滞なく乙に交付すること
 - ⑩ リース車両の損害に対して支払われる保険金や損害賠償金は自動車の修理に使用することとし、甲または連帯保証人は受け取らないこと。なお、乙の承諾を得ず甲または連帯保証人が受けとったときは直ちにこれを乙に引き渡します
- (2) 甲または連帯保証人は乙または保険会社が保険事故の処理をなした場合は、その結果について一切乙に異議を申立てないものとします。
- (3) 甲は、乙が事故の状況、本規約に違反する行為の有無、自動車の利用状況および自動車の状態を把握する目的で、保険会社が保険事故の処理に際して取得した情報を、その目的達成に必要な範囲で取得することにつき、あらかじめ保険会社に対して同意するものとします。

第17条（自動車の保管、使用に基づく賠償責任）

自動車自体、または自動車の保管・使用により、第三者もしくは甲乙が損害を受けたときはその原因の如何を問わず甲の責任と負担で解決するものとします。

第18条（相殺の禁止）

甲または連帯保証人は、リース契約に基づく債務を、乙に対する債権をもって相殺することはできないものとします。

第19条（リース期間終了時の処置）

- (1) 甲は、リース期間満了までに、自動車（自動車検査証、鍵および自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険証明書を含みます。以下、本条および第20条において同じ）を第28条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するとともに、次の費用等があるときは、これを直ちに乙または乙の委託を受けた販売会社に支払うものとします。なお、第②号および第③号に定める費用の詳細は、第26条に定めるものとします。
- ① 自動車の返還が遅延したときは、リース期間満了日の翌日から自動車返還日までの間の第2条所定のリース料（1ヶ月未満は1ヶ月として計算）
 - ② 返還された自動車がリース契約第1条第(3)項の契約申込みをした時点の原状と異なるときは、その原状回復に必要な費用
 - ③ 原状回復不能な場合または原状回復することにより多額の費用が発生する場合、甲は、乙に対し、その減損した価値を金額により賠償するものとします。第13条記載の禁止行為を行った場合も、減損した価値を金額により、甲は乙に対し、賠償するものとします。なお、減損した価値については、一般財団法人日本自動車査定協会などによる査定評価や販売会社における修理費用実費等を基準に判断するものとします。

- (2) 第(1)項に定める自動車の返還を甲が怠った場合は、乙または乙が委託する事業者は、任意に自動車を引揚げることができるものとし、その引揚げに要する費用（弁護士費用等含みます。以下「引揚費用」といいます）は、すべて甲が負担するものとします。
- (3) 甲は自動車の返還にあたり、第 28 条で乙に帰属したものを除き、甲が付加した部品（車両アクセサリ品等）および残留物がないことを確認して返還するものとします。
- (4) 乙が自動車の返還を受け、または乙が引き揚げた自動車に甲が付加した部品（車両アクセサリ品等）がある場合、または車内に残留物がある場合、乙は、これを任意に処分できるものとします。この場合、甲は乙に対し、当該物件および残留物の返還、または損害賠償等の請求を一切しないものとします。

第20条（規定損害金の一括支払い義務および自動車の返還義務）

- (1) 甲において、第(2)項に定める事由に該当したとき、または第 19 条第(1)項に定める乙に対する自動車の返還義務を履行しなかったときは、乙が甲に通知することにより、通知日をもってリース契約を解除することができるとともに、甲は直ちに次の義務を負担するものとします。なお、甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は任意に自動車を引揚げることができるものとし、引揚費用は、すべて甲が負担するものとします。

① 次の算式による規定損害金を一括支払する義務

〔算式：規定損害金＝24ヶ月分のリース料相当額＋新車時車両本体価格（注1）の80%相当額－支払済みのリース料（注2）－未発生費用合計（注3）〕

（注1）本サイト上の個車詳細画面に表示された「新車時車両本体価格」

（注2）リース開始月以降から既に更新したリース期間中に支払ったリース料も含みます

（注3）公租公課、自動車保険料、メンテナンス費用、金利等

なお、甲が既に受けたメンテナンス費用相当分については、控除しないものとします。

また、申込金はリース料に含まれないため規定損害金の算式には含みません。

② 自動車の使用の本拠の位置を明らかにするとともに自動車を乙に返還する義務

- (2) 規定損害金一括支払事由は次のとおりとします。

- ① リース料の支払を1回でも怠ったとき
- ② 第13条の禁止事項に違反したとき
- ③ 第12条の①②③④⑤各号の事由が発生したとき、または第12条第⑥号の事由が発生したにもかかわらず乙に対し直ちにこれを通知しなかったとき
- ④ 本リース契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき
- ⑤ 連帯保証人について第12条の①②③④各号の事由が発生し、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき
- ⑥ リース契約の締結にあたり、虚偽の申告があったとき。またリース契約の申込内容が名義貸し、名義冒用、無権代理等に該当するとき
- ⑦ 甲または連帯保証人が住所変更の届出を怠る等、甲または連帯保証人の責めに帰すべき事由によって乙に甲または連帯保証人の所在が不明となったとき
- ⑧ リース契約上または甲・乙間で締結した他の契約上の義務に違反し、その違反が当該契約の重大な違反となる等甲・乙間の信頼関係が破壊されたと認められるとき
- ⑨ その他、甲または連帯保証人の信用状態が著しく悪化したとき
- ⑩ 甲が第34条第(1)項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第(2)項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第(1)項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑪ 甲が自動車の保管義務を怠り放置した際に、乙の警告にもかかわらず改善をしなかったとき
- ⑫ 第8条のメンテナンスを適切に受けなかったとき
- ⑬ 第16条の保険事故の対応を適切に行わなかったとき

- (3) 第(1)項第②号の自動車の返還義務が履行されたときは、甲は、乙が第24条による評価額を第(1)項第①号の規定損害金その他甲の乙に対する債務の支払のいずれに充当しても異議のないものとします。また当該充当後も甲の乙に対する債務が残存する場合には、甲は直ちにこれを乙に支払うものとします。

(4) 乙は、第(1)項の通知日以降、甲が自動車を使用することは一切認めないものとします。

第21条（自動車の所有権・所有名義）

- (1) 自動車の所有権・所有名義は乙に帰属します。
- (2) 甲は、乙から要請があった場合は、自動車の登録手続きに協力します。

第22条（返還自動車の処分等）

- (1) 乙は、第 19 条に基づき甲から返還を受けた自動車を、自由に処分できるものとします。
- (2) 甲は自動車を第 28 条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するものとします。
- (3) 甲が自動車を原状に回復しない場合には、乙は付加された物件を含めて自動車を引き取ることができるものとします。
- (4) 付加された物件については第 24 条による自動車の評価に含めます。また、甲は、その物件の返還または損害賠償等の請求は一切できないものとします。
- (5) 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は任意に自動車を引揚げることができるものとし、乙がその占有回復のため要する費用は弁護士費用等を含めてすべて甲が負担するものとします。

第23条（遅延損害金）

甲がリース契約に基づく債務（リース料支払債務、損害金支払債務等）の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から支払日に至るまで支払うべき金額に対し年 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算によります。以下同じ）の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第24条（返還自動車の評価）

乙が返還を受けた自動車は、一般財団法人日本自動車査定協会による査定またはその他公正な方法によって評価するものとします。

第25条（超過走行に基づく精算）

- (1) 甲は、第 24 条に基づく自動車返還時に実際の走行距離を確認の上、算定するものとし、これが第 7 条の契約走行距離を超過した場合は、甲は、「超過走行料：1km あたり 22 円（税込）」に基づき超過キロ数に応じ算出された金額をリース料のほかに、乙の指定する方法により乙に支払うものとします。
- (2) 第(1)項の超過キロ数の算定にあたって、月数の端数については 1 ヶ月として換算するものとします。
- (3) 甲による走行距離申告が実態と乖離している場合、乙は甲に実走行距離との差額を追加請求し、甲は乙の指定する方法により乙に支払うものとします。

第26条（修繕・修復費用）

甲は、第 24 条に基づく自動車返還時の評価により、内外装について修復が必要と認めた項目に関し、次の各号に記載の修繕・修復費用を、リース料のほかに、乙の指定する方法により乙に支払うものとします。

- ①パネル・バンパーの線キズ（40cm 以上）、凹み（20cm 以上）、割れ（10cm 以上）
：1 ヶ所毎に 44,000 円（税込）
- ②サイドミラーの割れ、ヒビ：44,000 円（税込）
- ③ライトの割れ、ヒビ：44,000 円（税込）
- ④フロントガラスの割れ、ヒビ：110,000 円（税込）
- ⑤シート染み（5 cm 以上）：44,000 円（税込）
- ⑥シート破れ・切れ（5 cm 以上）：44,000 円（税込）
- ⑦動物の毛、ペット臭：55,000 円（税込）
- ⑧タバコの焦げ穴、タバコ臭：110,000 円（税込）※電子タバコ含む
- ⑨キーの紛失：1 本につき 44,000 円（税込）

⑩ホイールの損傷（以下の双方を満たすもの）：1本につき44,000円（税込）

ア. 深さ：1mm以上

イ. 幅：1cm以上

ただし、返還された自動車が原状回復不能な場合または原状回復することにより修繕・修復費用を超える多額の費用が発生する場合は、第19条第(1)項第③号に定めたとおりとします。

第27条（リース料の割戻し請求不可）

甲がリース期間中において自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間がある場合、または第8条のメンテナンスサービスおよび、その他リース契約上の乙のサービスを利用しなかった場合においても、甲はその理由の如何を問わず、リース料の変更・減免・返還等を乙に一切請求できないものとします。

第28条（部品等の追加装着）

甲がリース契約外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行い、これにかかわる一切の費用は甲が負担し、その所有権については乙が承諾した場合を除きすべて乙に帰属するものとします。

第29条（支払金等の充当順序）

甲または連帯保証人の乙に対する債務の支払が、リース契約およびその他の契約に基づき乙に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合は、支払金の債務への充当は、乙所定の順序・方法により行うものとします。

第30条（連帯保証人）

(1) 連帯保証人は、リース契約の連帯保証人となることを乙が承認して甲に当該承認を通知し、リース契約成立後に連帯保証人となり、リース契約から生じる甲の乙に対する次の各号に掲げる債務（以下「主たる債務」といいます）の履行を保証し、かつ連帯保証人相互に連帯して債務履行の責めに任じます。また、連帯保証人は乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合または乙と締結する他の契約について乙が担保権を放棄した場合でも、債務全額の支払を請求されても異議ないものとします。

① 【リース契約条項】第3条第(1)項に定めるリース料

② 【リース契約条項】第20条第(1)項第①号に定める規定損害金

③ 【リース契約条項】第23条に定める遅延損害金

④ 【リース契約条項】第19条、第25条および第26条に定める甲が乙に対して負担する債務

(2) 乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。

(3) 連帯保証人には以下の規定が適用されるものとします。

① 甲は、契約締結時の以下の情報を全て、連帯保証人に提供済みであること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを乙に対し、表明および保証します。

1) 財産および収支の状況

2) 主たる債務以外に負担している債務の有無、ならびにその額および履行状況

3) 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨、およびその内容

② 連帯保証人は、甲から第①号の情報すべての提供を受けたことを乙に対し表明および保証します。

(4) 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況に関する情報を開示することをあらかじめ承諾します。

(5) 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第32条が準用されることを承諾します。

第31条（訴訟管轄）

甲および連帯保証人は、リース契約に関する争いについては、訴額の如何にかかわらず、甲もしくは連帯保証人の住所地、乙の本店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに合意します。

第32条（費用等の負担）

- (1) 甲は、各種振込手数料、収納手数料その他乙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
- (2) 甲が乙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、甲が当該債務を弁済するための費用を乙が負担または負担する場合には、甲は当該債務の弁済の費用であって乙所定のものを、乙に対して支払います。
- (3) 甲は、乙が甲に対して訪問集金を行った場合は訪問集金費用として訪問集金 1 回につき 1,100 円（税込）を別に支払うものとします。
- (4) 甲は、甲が乙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
- (5) 甲が乙または販売会社に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、甲に帰すべき事由により公租公課等（自動車損害賠償責任保険料含む）の追加費用が発生する場合、または公租公課（消費税等を含みます）が変更される場合は、甲は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。

第33条（乙の通知）

- (1) 甲または連帯保証人が、第 12 条第⑥号の通知を怠った場合は、乙が表記住所・氏名宛（甲または連帯保証人が住民票を変更した場合は、その変更後の住所宛）に発送した郵便物は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、その通知を行わないことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。
- (2) 甲または連帯保証人が、乙の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。郵便物が不在留置期間満了のため乙に還付されること 2 回に及んだときは、受領を拒絶したものとします。

第34条（確約事項）

- (1) 甲および連帯保証人（甲が法人の場合は、当該法人の役員等含みます）は、甲および連帯保証人が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。加えて、下記に該当する者へ運転させないことを確約します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他上記①～⑤に準ずる者
- (2) 甲および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた要求行為
 - ③ リース契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - ⑤ 乙または販売会社に対する常識の範囲を超える要求、乙の従業員の就労環境を害する行為その他の社会通念上不相当な手段・態様によるハラスメント行為
 - ⑥ 所在不明となること、乙からの連絡に対して音信不通となることその他リース契約の継続が困難となるような行為
 - ⑦ その他上記①～⑥に準ずる行為

第35条（自動車の車両状態情報の取扱い同意）

甲および連帯保証人は、乙が、リース契約の管理およびリース契約に関するサービス提供業務のため、対象自動車の車両状態情報（自動車装着専用データ通信モジュールを通じて収集される車両の状態情報（位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数等を含みます）、以下「車両状態情報」といいます）を保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

【リース契約条項の契約終了時の特約事項】

第1条（契約満了（ご利用期間の終了））

- (1) 本サービスのご利用期間は 24 ヶ月となり、ご契約の延長はできません。
- (2) ご利用期間終了のご案内について
ご利用期間終了前に、メール等のご案内いたします。
- (3) お車のご返却とお乗換えについて
ご利用終了のご案内とともに、車両のご返却について、担当販売店からご連絡を差し上げます。事前にご返却日のご調整・お手続きをご確認のうえ、担当販売店へお車のご返却をお願いいたします。契約満了日までにご返却いただく必要がございますのでご注意ください。また、お乗換えのお車については、車種により納期が異なりますので、お早目にご検討ください。
- (4) 車両は契約満了日の前月に属する契約応当日の翌日から契約満了日の間（以下「車両返却可能期間」といいます）に乙が指定する場所において乙に返却するものとします。
- (5) 車両返却可能期間以前に車両を返却する場合は早期返却料として契約満了日までのリース料相当額、その他早期返却に伴い乙に新たに生じた費用を甲が負担するものとします。車両の返却をもって、以降甲は車両の使用はできず、乙が自由に車両の移動および処分をできるものとします。
- (6) 甲が前項の債務を履行しない場合は、リース契約条項「規定損害金の一括支払い義務および自動車の返還義務」が適用されるものとします。
- (7) 甲は、第 1 条第(5)項の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対して支払期日の翌日からその完済に至るまで、年率 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算によります）の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第2条（6 ヶ月毎の契約満了時）

お車の登録日（ご利用開始日）から 6 ヶ月毎に契約更新となり、お申し出がなければ、ご契約は原則自動更新となります。ご利用を終了する場合は、KINTO の定める所定の方式にてお申し出ください。また、お申し出可能な契約満了日は、お申し出日を含む月を基準月とした場合、基準月の翌々月内にある契約応当日（契約開始日に対応する日）の前日となります。（契約応当日のない月は、その月の末日を、応当日の前日とします。また契約開始日が 1 日の場合、契約満了日は、お申し出日を含む月を基準月とした場合、基準月の翌々月の末日となります。）なお、中途解約の申し込み完了（解約申し込み確定）後、申し込みを取下げることとはできません。

第3条（中途解約）

- (1) 中途解約をご希望の場合、KINTO の定める所定の方式にてお申し出いただき、①お車のご返却、および②ご利用いただいた期間のリース料（月額定額料金）未払い分についても、乙の指定する方法（、指定口座へのお振込み、またはその他の方法）によるお支払いが必要です。また、車両状態によっては【リース契約条項】第 25 条・第 26 条に基づく金額をお支払いください。お申し出可能な中途解約希望日は、お申し出日を含む月を基準月とした場合、基準月の翌々月内にある契約応当日（契約開始日に対応する日）の前日となります。（契約応当日のない月は、その月の末日を、応当日の前日とします。また契約開始日が 1 日の場合、中途解約日は、お申し出日を含む月を基準月とした場合、基準月の翌々月の末日となります。）なお、中途解約の申し込み完了（解約申し込み確定）後、申し込みを取下げることとはできません。
- (2) 甲において、リース料の支払いを怠っているとき、および【リース契約条項】第 20 条第(2)項に定める事由が一つでも該当するときは、中途解約はできません。
- (3) （個人契約のみ対象）第 4 条第①号または第②号記載の返却事由により、運転困難あるいは使用困難になった場合、第 5 条に規定する書類および中途解約申し出にかかる所定の書類を乙に提出してください。ただし、次の通り条件等があります。
 - ① 利用いただいた期間のリース料（月額定額料金）未払い分については、乙の指定する方法により、お支払いいただきます。なお、リース契約開始日当日に中途解約のお申し出をいただいた場合でも、最低 2 ヶ月分のお支払いが必要です。

- ② お車のご返却ならびに車両状態によっては【リース契約条項】第 25 条・第 26 条に基づく金額のお支払いが必要です。
- ③ 本条第(4)項にかかわらず、解約日は原則返却事由発生日を含む月単位の契約開始日に対応する日の前日（契約開始日に対応する日のない月は、その月の末日）、全損事故による解約の場合は事故発生日となります。ただし、書類提出および自動車返却等の手続きが返却事由発生後となる場合は書類提出および自動車返却等の手続き完了日を含む月単位の契約開始日に対応する日の前日（契約開始日に対応する日のない月は、その月の末日）または本条第(1)項に定める中途解約希望日のいずれか遅い日を解約日とさせていただきます場合があります。
- (4) 解約日は、以下第①号および第②号が全て履行された日を含む月単位の契約開始日に対応する日の前日（契約開始日に対応する日のない月は、その月の末日）または本条第(1)項に定める中途解約希望日のいずれか遅い日となります。
- ① ご利用いただいた期間のリース料（月額定額料金）未払い分のお支払い
- ② お車のご返却
- なお、予定の期日までに第①号ないしは第②号の何れか一方が完了していない場合は、中途解約は不成立となります。また、お車のご返却後、中途解約が不成立となりお車を甲に返却する必要がある場合、甲は、中途解約の手続きにあたり乙が負担した費用（輸送、保管、返金等にかかる各費用）について、負担するものとします。
- (5) 車両は中途解約希望日の前月に属する中途解約希望日の応当日の翌日から中途解約希望日の間（以下「車両返却可能期間」といいます）に乙が指定する場所において乙に返却するものとします。
- (6) 車両返却可能期間以前に車両を返却する場合は早期返却料として中途解約時の精算金（追加精算金、残リース料、未払いリース料）の支払い、および中途解約希望日までのリース料相当額、その他早期返却に伴い乙に新たに生じた費用を甲が負担するものとします。車両の返却をもって、以降甲は車両の使用はできず、乙が自由に車両の移動および処分をできるものとします。
- (7) 甲が前二項の債務を履行しない場合は、リース契約条項「規定損害金の一括支払い義務および自動車の返還義務」が適用されるものとします。
- (8) 甲は、中途解約時の精算金（追加精算金、残リース料、未払いリース料）および第 3 条第(6)項の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対して支払期日の翌日からその完済に至るまで、年率 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算によります）の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第4条（返却事由）

- (1) 甲が、以下の各号の事由に該当した場合は速やかに乙に通知の上、乙の指定する方法で解約の手続きおよび車両の返却を行うこととします。
- ① 甲の死亡
- ② 甲に傷害または疾病が発生し、その結果として、次のアからウまでのいずれかの状態となること
- ア. 障害者手帳（*1）が交付される障害を被ること
- イ. 公的介護保険制度に基づく要介護認定を受けること（*2）
- ウ. 全治見込 90 日以上と医師により診断された状態となること。ただし慢性疾患または自動車を運転することに支障がない疾病である場合は除きます。
- （*1）障害者手帳とは身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をいいます
- （*2）公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。また、要介護認定は要支援 1～2、要介護 1～5 を含みます
- ③ 甲が運転免許証を返納した場合
- ④ 甲が、公安委員会から道路交通法上の運転免許の取消し、拒否または保留処分を受けた場合
- (2) 甲が死亡した場合で、相続人が不存在であるかまたは所在不明と乙が判断したときは、乙は相続人の手続なくリース契約を終了し、車両を回収できるものとします。

第5条（証明書類）

甲が、第 4 条第①号または第②号に規定するリース契約の中途解約を申し出る場合は、返却事由ごとに、下表に規定する証明書類（発行日が記載されたものに限り）の写を乙に提出しなくてはなりません。

返却事由	証明書類
第4条第①号	下記のうちいずれか一つ ・医師による死亡診断書 ・死亡が確認できる住民票除票 ・死亡が確認できる戸籍抄本
第4条第②号ア	障害者手帳
第4条第②号イ	介護保険被保険者証または介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書
第4条第②号ウ	医師による診断書（全治見込期間・自動車運転の支障有無が記載されたものに限ります）

第6条（お車のご返却時の留意点）

契約満了日までに、お車は原状回復の状態にてご返却いただきます。

- (1) 【リース契約条項】第26条に基づき、車両返却時の状態確認結果に応じて計算した金額をお支払いいただきます。
- (2) 走行距離が月間2,000kmを超過した場合、超過1kmあたり22円（税込）で計算した金額をお支払いいただきます。

【個人情報等の収集・利用・提供に関する同意規定】

第1条（個人情報等の取扱）

- (1) 貸主株式会社 KINTO（以下「乙」といいます）は、乙が運営するインターネットウェブサイト（以下「本サイト」といいます）を通じて、本サイト登録時ならびに自動車リース契約（以下「本契約」といいます）の申込および本契約後の取引に際して、適正に取得したお客様（以下「甲」といいます）および連帯保証人の個人情報および本契約対象自動車の車両状態情報を甲へのよりよいサービスの提供を目的として、本同意条項に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。
- (2) 乙との契約に基づいて甲および連帯保証人の個人情報および本契約対象自動車の車両状態情報を共同利用する各企業は、甲および連帯保証人の意に反する個人情報の取扱い防止と甲のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
- (3) 甲および連帯保証人は、自己の個人情報および本契約対象自動車の車両状態情報の取扱いに関し、本同意条項に定める内容に同意するものとします。
- (4) 乙は、甲の個人情報を法令および各社内諸規則に定める期間保有し、その後速やかに削除いたします。

第2条（与信等にかかる収集・利用、預託）

- (1) 甲および連帯保証人は、乙が、本契約（申込を含みます。以下同じ）の取引の与信判断および与信後の管理および本人特定ならびに本契約に関するサービス提供業務のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を、保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。

① 属性情報

甲および連帯保証人が本サイト所定の申込および諸変更届した甲および連帯保証人の氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・メールアドレス・勤務先・家族構成・住居状況・アンケート欄への回答内容等（本契約締結後に甲および連帯保証人から通知を受ける等により乙が知り得た変更情報を含みます。以下同じ）

② 契約・取引情報

本契約に関する対象自動車、取引の種類、申込日、契約日、支払回数、契約額、販売会社、甲および連帯保証人・乙間の取引件数・取引金額等の現在までの取引の概況に関する情報

③ 支払情報

本契約に関する契約開始後の利用残高、月々の返済状況

④ 支払能力情報

甲および連帯保証人の支払能力を調査するために必要な情報で、甲および連帯保証人が申告した甲および連帯保証人の資産・負債・収入および支出、過去の債務の返済状況、またこれらの情報を電話等により記録した情報

⑤ 本人確認情報

甲および連帯保証人の運転免許証等によって本人確認を行う際に収集した情報

⑥ 個人情報情報

第4条に基づき丙が加盟する個人情報情報機関への照会および登録・利用に際して収集する甲および連帯保証人の個人情報

- (2) 甲および連帯保証人は、乙が、本契約の管理および本契約に関するサービス提供業務のため、本契約対象自動車の車両状態情報（自動車装着専用データ通信モジュールを通じて収集される車両の状態情報（位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数等を含みます）、以下「車両状態情報」といいます）を保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。
- (3) 前各項の情報の収集・保有・利用目的に該当する業務を乙が他の企業に委託する場合に、乙が、当該委託業務の処理に必要な範囲内で、個人情報の保護措置を講じた上で甲および連帯保証人の個人情報を預託すること。

第3条（各種サービス実施にかかる利用）

甲および連帯保証人は、乙が収集した属性情報および契約・取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用することに同意します。

- ① 乙の事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品および金融商品ならびに販売会社の取り扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、ならびにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため
- ② 乙の事業における市場調査、商品開発および営業活動のため
- ③ 乙が、提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、営業活動および市場調査のため

※なお、上記の乙の具体的な事業内容については、乙の本サイトページ等に記載し、お知らせしています。

乙 <https://kinto-jp.com/>

<https://kinto-jp.com/terms/membership/>

第4条（個人情報情報機関への照会および登録・利用）

- (1) 甲および連帯保証人は、甲および連帯保証人の支払能力の調査のために、乙が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、甲および連帯保証人の個人情報が登録されている場合には、支払能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用することに同意します。
- (2) 甲および連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、乙の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、乙が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、甲および連帯保証人の支払能力に関する調査のために利用することに同意します。

登録情報	登録期間
①本契約にかかる申込みをした事実	乙が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- (3) 乙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途本サイトを通じて通知し同意を得るものとします。

記

■ (株) シー・アイ・シー (CIC)

(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

TEL (フリーダイヤル) 0120-810-414

WEB サイト [<https://www.cic.co.jp/>]

※ (株) シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設している WEB サイトをご覧ください。

- (4) 乙が加盟する個人信用情報機関 ((株) シー・アイ・シー) が提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

記

■ 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020

WEB サイト [<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>]

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設している WEB サイトをご覧ください。

■ 株式会社日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館

TEL (ナビダイヤル) 0570-055-955

WEB サイト [<https://www.jicc.co.jp/>]

※ (株) 日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。会社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設している WEB サイトをご覧ください。

- (5) 乙が加盟する個人信用情報機関の登録する個人情報、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名およびその数量/回数/期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況となります。

- (6) 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関の WEB サイトで公表しています。

第5条 (提携企業との共同利用)

- (1) 乙は、本契約に関連する提携サービスの運営のため、個人情報等の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で以下の企業 (以下「共同利用企業」といいます) と共同利用します。

① [共同利用企業] KINTO テクノロジーズ株式会社

[提供内容] 属性情報、契約・取引情報

[目的] 本契約に関連する情報システムの設計、開発、運用管理および販売等の情報処理サービス、企業経営戦略、マーケティング戦略の企画、立案およびコンサルティングに関する業務

② [共同利用企業] トヨタ自動車株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、株式会社トヨタ

ユーゼック、トヨタ・コニック・プロ株式会社、トヨタ・コニック・アルファ株式会社

[提供内容] 属性情報、契約・取引情報

[目的] 本契約に関する提携サービス運営およびトヨタ自動車の事業において、トヨタ自動車が提供する自動車・製品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、ならびにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発および営業活動

② [共同利用企業] 販売会社

https://toyota.jp/service/dealer/spt/dealer_list

<https://lexus.jp/dealership/>

[提供内容] 属性情報、契約・取引情報

[目的] 本契約に関する提携サービス運営の業務受諾および販売会社の事業において、販売会社が提供するメンテナンスサービス、対象自動車の事故・故障等の対応、商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社商品・サービスに関するアンケートを実施すること、ならびに販売会社商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発、営業活動およびサービス履行活動

③ [共同利用企業] 住友三井オートサービス株式会社、スペース・ムーブ株式会社

[提供内容] 属性情報、契約・取引情報

[目的] 本契約に関する提携サービス運営の業務受託

④ [共同利用企業] 東京海上日動火災保険株式会社

[提供内容] 属性情報、契約・取引情報

[目的] 本契約に関する対象自動車の自動車保険の引受、本契約に関する自動車保険被請求時の請求内容に関する事実確認、ならびに予防安全提案に向けた実績の蓄積

(2) 第(1)項の共同利用に関する個人情報等の管理について責任を有する者

乙：株式会社 KINTO

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番18号

代表取締役 小寺 信也

第6条 (業務委託について)

乙は、第5条の利用目的の達成に必要な範囲内に限り、第5条に定める情報の全部もしくは一部を、乙の外部委託先管理基準に合致する他の事業者へ委託する場合があります。

第7条 (車両情報の受領・利用)

(1) 甲は、乙が、保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的でトヨタ自動車株式会社より提供を受けることに同意します。

① [提供を受ける内容]

対象自動車の車両状態情報および全国のトヨタ／レクサス販売店での整備情報。ただし、車両状態情報の提供は、甲が別途提供元企業との間で T-Connect および G-Link 利用契約を締結している場合に限り、T-Connect および G-Link 利用契約を甲以外の第三者が締結する場合、甲は当該第三者に対して本項目の内容を周知し、遵守させるものとします。

[提供を受ける目的]

1) 乙が、乙における本契約の管理および本契約に関するサービス提供業務を行うために対象自動車の査定・評価を行うこと

2) 乙が、乙における商品・サービス等の企画・開発・提供等を行うこと

② [提供を受ける内容]

対象自動車の現在地情報。ただし、甲および連帯保証人がリース契約条項に基づき、甲において、自動車を乙に返還する義務が生じた場合であって、甲が別途提供元企業およびトヨタコネクティッド株式会社との間で T-Connect および G-Link 利用契約を締結している場合に限り、G-Link 利用契約を甲以外の第三者が締結する場合、甲は当該第三者に対して本項目の内容を周知し、遵守させるものとします。

T-Connect および G-Link における個人情報の取り扱い、問合せ窓口は、T-Connect および G-Link 利用規約に定めるとおりとします。なお、この場合、乙は提供元企業に対し属性情報および契約・取引情報を提供することで、当該対象自動車に限った現在地情報の提供を受けられるものとします。

[提供を受ける目的]

リース契約条項に基づき、甲において、自動車乙を返還する義務が生じたとき、乙が、対象自動車の保全・引揚げ等を図ること

(2) 乙は、国土交通省から契約車両の登録情報の提供を受けて契約車両の管理、その他の目的で利用・活用することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。

(3) 乙は、前各項記載の目的を達成するために必要な業務を第三者に委託することがあります。乙は、当該委託にあたり第(1)項記載の情報を開示する場合、当該委託先におけるこれら情報の安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

第8条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 甲および連帯保証人は、乙および第4条で記載する個人情報情報機関ならびに第5条で記載する共同利用企業に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

① 乙、共同利用企業に開示を求める場合には、下記の乙の対応窓口にご連絡してください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

【対応窓口】 株式会社 KINTO カスタマーセンター

TEL（個人のお客様）0120-075-910（法人のお客様）0120-075-915

（年中無休（年末年始を除く）9：00～18：00）

② 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人情報情報機関にご連絡してください。

(2) 第(1)項の場合、甲および連帯保証人は、本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等所定の手続きにより行うとともに所定の手数料を負担するものとします。また、甲および連帯保証人が、乙が加盟する個人情報情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続きにより行うものとします。

(3) 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第9条（本規定に不同意の場合）

(1) 乙は、甲および連帯保証人が本契約に必要な事項（申込時を含みます）を通知できない場合および本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第3条に同意しないことを理由に乙が本契約をお断りすることはありません。

(2) 甲および連帯保証人が、第3条に同意しない場合、乙は第3条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第3条に記載した利用目的に関連して甲に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、甲および連帯保証人はあらかじめ了承します。

第10条（個人情報の提供・利用の中止の申し出）

第3条による同意を得た範囲内で乙が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合、それ以降の第3条に基づく乙での利用を中止する措置をとります。この場合、第3条に記載した利用目的に関連して甲および連帯保証人に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、甲および連帯保証人はあらかじめ了承します。

第11条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合は、第2条および第4条第(2)項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第12条（同意条項の変更）

(1) 本同意規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2) 本同意規定のうち、個人情報の収集・利用の目的、共同利用企業の追加および共同利用企業の利用目的について変更が生じた場合は、甲および連帯保証人に通知または乙の本サイトに公表します。

第13条（甲が法人または団体の場合の情報）

甲が法人または団体の場合、甲の企業情報は、乙と乙の提携する販売会社、またはトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。